

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、毎年度ホームページにて治療の実施状況をご報告させていただきます。

<所定疾患施設療養費算について>

- ①対象者の入所者は次のいずれかに該当する方です。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
- ②上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。また、1回に連続する7日を限度として算定します。
- ③診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
- ④請求に際して、診断、行った調査、治療内容等を記載します。
- ⑤算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

2019年度所定疾患施設療養費

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	1	5	4	2	1	1	3	1	2	2	3	1	
尿路感染症	6	2	5	5	1	4	0	6	0	2	2	6	
带状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日数	20	34		34	9	19	8	29	14	23	24	27	